

2022年7月29日

法務省人権擁護局からの資料回収要請についての考え方

公益社団法人日本図書館協会 図書館の自由委員会

日本図書館協会図書館の自由委員会は、7月29日、委員会サイトの「図書館の自由通信」に「人権擁護局からの資料回収要請についての考え方」を掲載しました。

<https://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/626/Default.aspx#kyokuho>

〔概要〕

ある大学図書館から、同館が古書店より購入して所蔵する『人権擁護局報(以下、「局報」)』について、発行元の法務省人権擁護局から回収の依頼があったが、対応についてどのように考えるか図書館の自由委員会に質問がありました。

局報は人権擁護局が内部の執務参考資料で、国の発行する出版物なので国立国会図書館に納本しているが、同館は人権擁護局の要請に基づき利用制限措置をとっています。

図書館の自由委員会の基本的な考え方を示し、また『図書館と法』の著者である鎌水三千男氏の参考意見を紹介します。

なお、図書館の自由委員会サイトでは、「こんなとき、どうする？」のコーナーに「出版者から回収・差替えの要求があったとき」の記事を掲載していますので、あわせて参照してください。

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/660/Default.aspx>

本件についての問合せ先：

公益社団法人日本図書館協会

図書館の自由委員会

Tel：03-3523-0814

E mail：jiyu@jla.or.jp